

特定非営利活動法人あつとほ一む 正会員規約

(目的)

第1条 特定非営利活動法人あつとほ一む(以下、「当法人」という)は、正会員との間に本規約を定め、これにより当法人の運営を行う。

(正会員の定義)

第2条 正会員とは、当法人の目的に賛同し、当法人に入会を認められ、法人活動を支援する意志を持つ個人の会員をいう。

(入会)

第3条 入会の申込をする場合は、本規約を承認のうえ、別に定める入会申込届に必要な事項を記入し、当法人に申し込むものとし、当法人が入会申込届の内容を審査、承認した日を以て入会の成立とする。

(年会費)

第4条 正会員の入会金、年会費は徴収しないことと定める。

(入会の拒絶)

第5条 当法人は、入会申込者が次の各号に該当する場合は入会を認めない場合がある。

- (1) 申込届に虚偽の事項を記載した場合
- (2) 入会申込者がかつて除名された者であった場合
- (3) 暴力団関係者または、反社会的勢力に与する者であった場合

(会員資格及び有効期間)

第6条 正会員資格の有効期間は4月1日から翌年3月31日までとし、毎年度、有効期間内に翌年度の入会申込を行うことで資格を継続できるものとする。

2 理事に選任された会員は、事業報告を兼ねた翌年の総会までを資格の有効期間とする。

3 個人で入会した正会員が退会あるいは死亡した場合は、当該会員の正会員資格は失われるものとし、第三者への資格継承はできないものとする。

4 正会員資格の譲渡、貸与、売買等を行うことはできない。

(表決権)

第7条 総会は、当法人定款に定めるとおり正会員をもって構成し、正会員は議決権を有す。

(会員情報の変更)

第8条 正会員は、入会申込届に書かれた内容について変更があったときは、速やかに書面又は電磁的方法をもってその旨を当法人に通知しなければならない。

2 前項の届出が無く正会員が不利益を被った事柄に関し、当法人は一切の責任を負わないものとする。

(会員情報等の取扱い)

第9条 当法人は、正会員が入会申込時に届け出た会員に関する情報(第4条により変更された情報も含む)を厳正に管理し、その保護のために必要な措置を適切に講ずるよう努める。

- 2 当法人は、会員情報を、会員の同意を得ずに当法人の活動以外の目的に利用しない。
- 3 当法人は、法令により開示を求められた場合を除き、会員情報を第三者に提供しない。
- 4 当法人は、会員による退会の届け出もしくは当法人による除名を行った場合、速やかに会員情報を破棄する。

(会員資格の喪失)

第10条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 本人から退会の申出があったとき、または資格有効期間内に翌年度の入会申込を行わないとき。
- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 除名されたとき。

(除名)

第11条 当法人は、正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款、またはこの本規約に違反したとき。
- (2) 他の正会員の名誉、信用、プライバシー権、著作権等、その他の権利を侵害したとき。
- (3) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (4) その他、当法人が正会員として不適切と判断したとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の抛出金品は、返還しない。

(禁止事項)

第13条 正会員は、当法人による活動にあたり以下に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 他の正会員、第三者もしくは当法人の財産及びプライバシーを侵害する行為または侵害する恐れのある行為。
- (2) 公序良俗に反する行為もしくはその恐れのある行為。
- (3) 当法人の運営・活動を妨げる行為及び信用を毀損する行為。
- (4) 会員自身または関連する事業の営業活動や営利目的、またはその準備を目的とした行為。その他、不適切と判断されるすべての行為。
- (5) その他、不適切と判断される行為。

(会員の遵守事項)

第14条 正会員は、本規約に定める事項を誠実に遵守するほか、下記の事項を遵守するものとする。

- (1) 当法人の実施事業を通じて提供される情報等を、不正の目的をもって利用してはならない。
- (2) 当法人の実施事業を通じて提供される情報等の知的財産権は、当法人または当該情報等の著作者であるか著作権を有する当法人以外の法人もしくは個人(以下「原資料提供者」という)に帰属する。正会員は当該情報の複製・販売等により、当該知的財産権を侵害してはならない。

(免責)

第15条 当法人に関連して、正会員が他の正会員もしくは第三者に対して損害を与えた場合、または正会員と他の正会員もしくは第三者との間で紛争が生じた場合、当法人は一切責任を追わないものとする。

2 正会員が、他の会員や第三者に対して損害を与えた場合、当該会員は自己の費用と責任でかかる損害を賠償、もしくは、かかる紛争を解決するものとし、当法人にいかなる迷惑または損害を与えないものとする。

(損害賠償)

第16条 正会員が本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当法人が損害を受けた場合、当該会員は、当法人が受けた損害を当法人に賠償することとする。

2 正会員資格を喪失した後の場合も、前項の規定は継続されるものとする。

(正会員規約の変更)

第17条 当法人は、運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規約を変更することがある。

(附則)

本規約は、平成29年9月1日から施行する。

平成30年4月1日規約変更（有効期限等）